

七、知事は、従前の例により警察官吏を指揮監督し、二級官の功過を内務大臣に具状し、三級官の進退はこれを専行するものであること。但し警察事務の処理については政令第六條により常に警察部長を通じて行われるものなること。

八、警察官吏の任用、分限、給與等については従前の規定によるが、その懲戒及び普通試験については地方自治法施行令第六條及び第三十一條の規定するところによること。

九、警察署の新設廃止は事前に警保局と打合せること。都道府縣費たる警察費の取扱いは従前の通りであるが、その執行については、道府縣警察部職員中適当な者を地方自治法第七十一條の定める出納員に命じて取扱わせること。

十、職員が官吏であるときは、都道府縣の吏員に併任してこれに出納員を命ずること。警視廳については前項によるの外地方自治法附則第七條第三項の規定により、警視總監は出納長に対し支出命令を發することからなること。

政令第六

三二七七—三 企畫課

公安廳官制 (案)

第一條 公安廳に左の職員を置く。

総長

一人

一級

局長

部長

監察官

秘書官

主任

總務課事務官

主任

主任

總理廳技官

主任

人

二級

三人

一級

人

二級内

人を一級とする事ができる。

總理廳事務官又は總理廳技官

專任 人 三級

第二條 公安廳に長官官房及び左の二局及び一部を置く。

警保局

調査局

消防部

第三條 長官官房においては、左の事務を掌る。

一 機密に関する事項

二 官吏の進退身分に関する事項、但し長官において他の部局の専管に屬せしめたものを除く。

三 長官の官印及び廳印の管守に関する事項

四 所管行政に関する調査、企畫及び考査一般並びに綜合調整に関する事項、但し長官において他の部局の専管に屬せしめたものを除く。

五 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関する事項

六 經費及收入の豫算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

七 官有財産及び物品に関する事項

八 公安廳所管の資材に関する事項

九 その他公安廳所管の事務で他の部局の所管に屬さない事務

第四條 警保局においては警務に関する事務を掌る。

第五條 調査局においては左の事務を掌る。

一 連合國最高司令官から日本國政府に派遣された物品等の調査及び處分に關する事項

二 連合國最高司令官の要求に基く採取品の調査及處理に関する事項

三 連合國最高司令官の要求に基く政黨協會その他の團體の結成の禁止等に関する事項

四 連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査等に関する事項

五 外國人登録令の施行に関する事項

第六條 消防部においては消防に関する事務を掌る。

第七條 長官は、廳務を統理し、廳内の三級官の進退を掌行する。

第八條 局長又は部長は、一級の總理廳事務官を以てこれに充て上官の命を受けて、局又は部の事務を掌理する。

第九條 監察官は、一級又は二級の總理廳事務官を以てこれに充て、上官の命を受けて、行政の實況を監察する。

第十條 秘書官は、長官の命を受けて、機密に關する事務を掌理する。  
第十條 この政令に規定するものの外、公安廳に關して必要な事項は長官がこれを定める。

附 則

第十條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第十條 左に掲げる勅令中「内務大臣」とあるは「公安廳長官」に改める。

巡查給與令

巡查給與品給與規則

警察功勞掌令

警察賞與規則

明治四十三年勅令第四百二十七號 (警察官吏職務應援に關スル件)

廳府縣巡查定員令

警察官及び消防官服制

婦人警察官服制

警視廳皇宮警察部設置制

地方自治法附則第七條に基く政令

特別消防署規程

消防團令

第十條 左に掲げる勅令中「内務大臣」とあるは「内閣總理大臣」に改める。

銃砲所持禁止令

瓦斯事業法施行令

第十條 左に掲げる勅令中「内務大臣」とあるは「主務大臣」に改め

昭和二十一年勅令第百一號 (昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く政黨協會其の他の団体

の結成の禁止等に関する件

外国人登録令

昭和二十年勅令第六百三十三號

第十七條 警察共済組合令第一條の二中及び第二條中「内務大臣」とある

は「公安廳長官」に第三條中「内務大臣」ハ内務部内及廳府縣職員」とある

るは「公安廳長官ハ公安廳所屬職員及廳道府縣職員」に改める。

警視廳官制第七條中「内務大臣」とあるは「内閣總理大臣」に第三條第

八條第二十六條及び第二十九條中「内務大臣」とあるは「公安廳長官」

に改める。

中央警察學校官制第一條第三條及第六條中「内務大臣」とあるは「内閣總

理大臣」に第二條第三條第四條及び第五條並びに附則中「内務教官」と

あるは「總理廳教官」に「内務事務官」とあるは「總理廳事務官」に第

八條第九條中「内務大臣」とあるは「公安廳長官」に改める。

地方警察學校官制第一條第四條及び第七條中「内務大臣」とあるは「内

閣總理大臣」に第三條第八條及第九條中「内務大臣」とあるは「公安廳

長官」に第三條第四條及び第五條中「内務教官」とあるは「總理廳教官」

に「内務事務官」とあるは「總理廳事務官」に改める。

銃砲火藥類取締法施行規則第十五條、第十五條ノ二第十七條第二十一條

第三十一條第三十八條、第四十三條第四十五條及び第五十條中「内務大

臣」とあるは「内閣總理大臣」に第十條中「主務大臣」とあるは「主務

大臣又は公安廳長官」に第五條第十二條第二十三條第二十六條第二十九

條第三十三條及び第三十四條中「内務大臣」とあるは「公安廳長官」に

改める。

第十條 この政令施行の際内務省の職にある者について別に辭令を發せ

られないときは、その者が引續いて殘務整理に従事する間臨時に總理廳

の定員外として内務事務官は總理廳事務官に内務技官は總理廳技官に

れぞれ同級及び同俸給を以て任せられたものとする。

前項の規定は官吏任用級級の資格に関する規定の適用を妨げない。

前項の規定に依り、殘務整理に従事するもの、員數は政令でこれを定

める。

十七條 この政令施行の際、現に内務省の職員にありて休職中の

者別に辭令を發せられないときは、休職のまま内務事務官は總理廳事務官

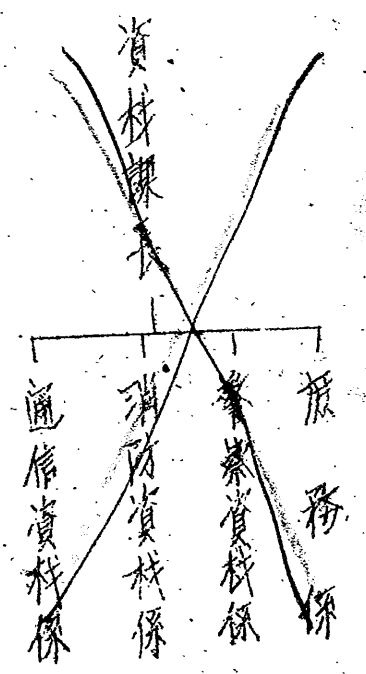
十條  
十一條  
十二條  
十三條  
十四條  
十五條  
十六條  
十七條

に内務教官は總理廳教官に内務技官は總理廳技官に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

第十八條 前項の規定は官吏任用敍級の資格に関する規定の適用を妨げない。

第十九條 他の命令中内務大臣、内務省又は内務省令とある場合は、他の政令で特別の定めをしないときはそれぞれそのことからの性質に従い、主務大臣若しくは主務官廳の長、主務省若しくは主務官廳又は主務省の省令若しくは主務官廳の(命)令を言うものとする。

第二十條 この政令施行の際現に内務省の職員にありて別に辞令を發せらるべきときは内務事務官は總理庁事務官に内務教官は總理庁教官に内務技官は總理庁技官に同級及び同俸を以て任ぜらるものとする。



警備(第一課)	長官	1	警備	九
(第二課)	長官	1	警備	九
	次長	1	警備	九
	政務官	1	警備	九
	警備官	1	警備	九
	課長	3	警備	九
	主幹	3	警備	九
	係長	4	警備	九
	技官	1	警備	九
	嘱託	1	警備	九
	計	22	警備	九
		25	警備	九

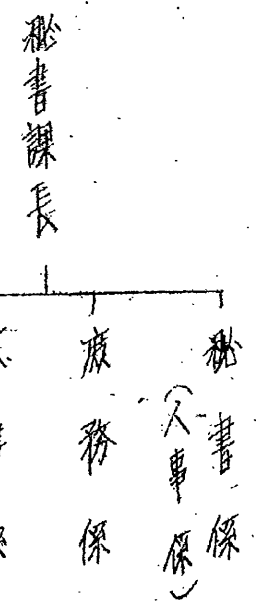
(十) (三)

発せり小なりときは内務事務官は總理官に  
 官は總理官に内務技官は總理官に  
 同俸を以て仕せり小なりとす。

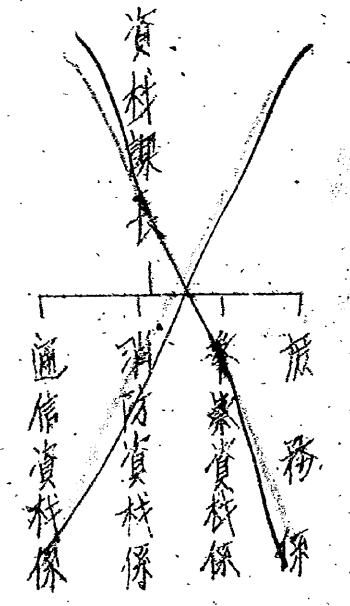
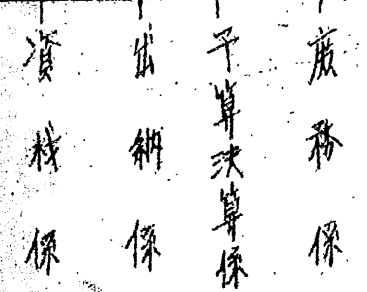
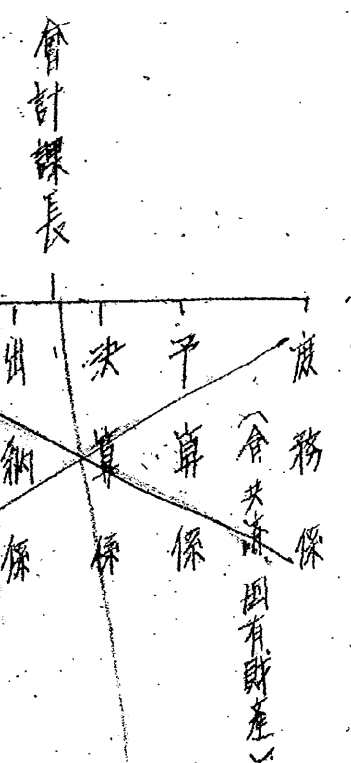
裏面白紙

長官官房各課係別 (案)

(第一案)



(全上)



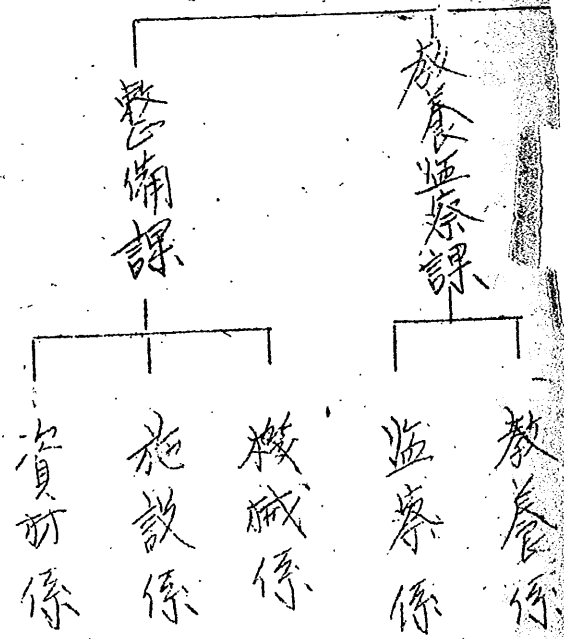
(十 三)

要員 (案)

長官 1 課長 1 政務官 1 警備官 1 課長 3 三級警備 9 三級警備 9 四級警備 4 三級技官 1 嘱 1 三 五 三 備 九 九

計 二二五

要員  
 局長一 課長四 二事八 三技一四 三事二四  
 三技二〇 場三三 庶六六 備六 計一六六  
 現在定員  
 局長一 課長一 二事一 三技四 三事八  
 三技二 場〇 庶二 備〇 計二七

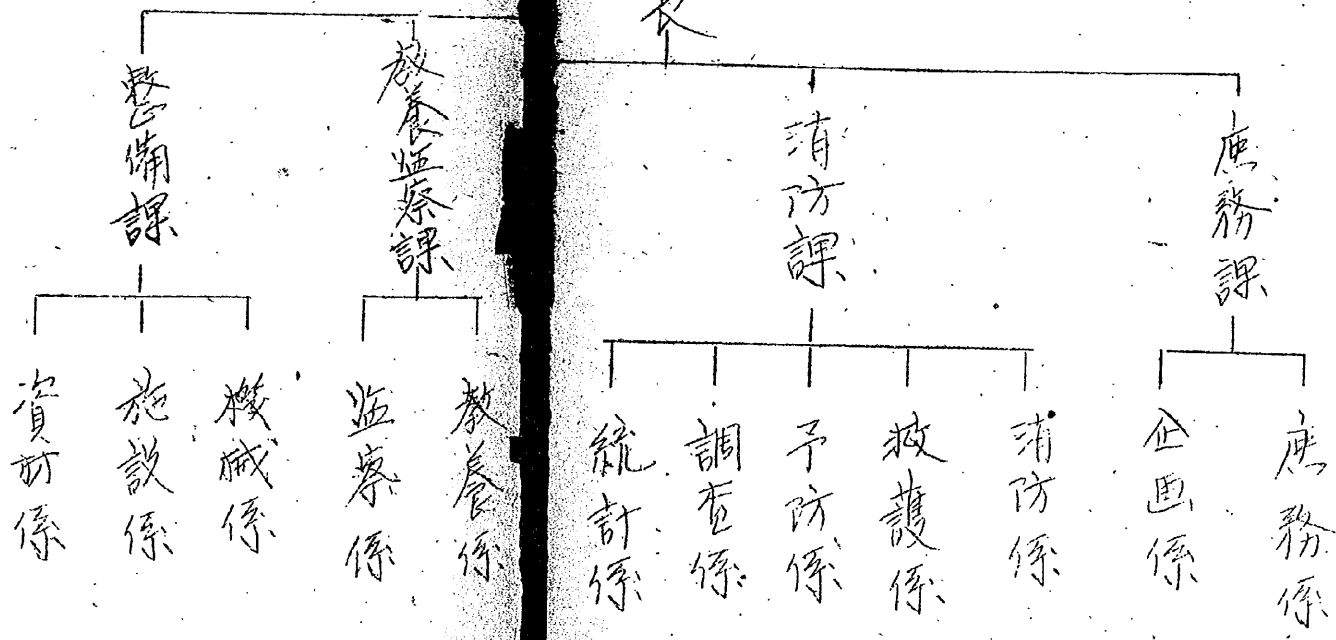


裏面白紙

消防部各課係別 (安示)

係別 (安示)

消防部長



要員  
 局長一 課長四 二事八 二技一四 三事二四  
 三技二〇 婦三三 庶一六 備員 計一六六  
 現在定員 局長一 課長一 二事一 二技四 三事八  
 三技二 婦〇 庶二 備〇 計二七



警保局、調査局、消防課 予算定員表

二、七、四

職別	警保局	調査局	消防課	計
一級事務官	一	一	一	三
二級事務官	九	三	二	一四
三級事務官	八	六	一	一五
四級事務官	一	六	一	八
五級事務官	八	六	四	一八
六級事務官	三	六	一	一〇
七級事務官	三	二	一	六
八級事務官	一	一	一	三
九級事務官	一	一	一	三
十級事務官	一	一	一	三
十一級事務官	一	一	一	三
十二級事務官	一	一	一	三
十三級事務官	一	一	一	三
十四級事務官	一	一	一	三
十五級事務官	一	一	一	三
十六級事務官	一	一	一	三
十七級事務官	一	一	一	三
十八級事務官	一	一	一	三
十九級事務官	一	一	一	三
二十級事務官	一	一	一	三
計	四八	二六	三	七七

備考

一、二級事務官の内アラビヤ数字の課長数

官制上應と存する員数表以外の要員

官	第一案	第二案	消防部 (理定員を除く)	第一案	第二案
	長六段	三		四	四
一級事務官	三	三	一	四	四
二級事務官	一三	一三	一	三	三
三級事務官	四七	四四	一	六	五
四級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
五級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
六級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
七級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
八級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
九級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
十級事務官	〇	〇	〇	〇	〇
計	三三六	三二五	一三九	三七五	三六四

備考一、前表と同ト

公安廳組織(案)

二二、七、四  
警保局